

公立大学法人公立小松大学に勤務する職員の兼業に関する規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 33 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人公立小松大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の兼業の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「兼業」とは、報酬の有無に関わらず、職員が本務以外の業務に従事することをいう。

(兼業の申請)

第 3 条 兼業を行おうとする職員は、あらかじめ、法人の許可を受けなければならない。

(兼業の許可基準)

第 4 条 兼業は、職務の公正性の確保及び本務の遂行に支障なく、かつ本務に有用な知見が得られ、若しくは教育・研究、科学技術、地域社会に貢献する活動と認められる場合に許可するものとし、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、承認された技術移転事業（TLO）を実施する機関の役員等の職を兼ねる場合
- (2) 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体であつて、教育職員の研究成果を活用する事業を実施する機関の役員等の職を兼ねる場合
- (3) 株式会社又は有限会社の監査役の職を兼ねる場合
- (4) 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合
- (5) 職員が自営の兼業を行う場合（名義人が他人であつても本人が自営の兼業に従事するものと客観的に判断される場合を含む。）
- (6) 国、地方公共団体及びその他の団体の審議会委員等の非常勤の職を兼ねる場合
- (7) 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、放送大学学園、公益法人等及び法人格を有しない団体の役員等の職（職責が重責なものを除く。）又はその事業の職を兼ねる場合
- (8) 国立、公立及び私立の学校、専修学校、各種学校、放送大学学園等の教育施設等で教育又は事務の職を兼ねる場合

(兼業の許可期間)

第 5 条 兼業の許可期間は原則として 1 年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職につく場合は、4 年を限度として許可することがある。

(短期間の兼業)

第 6 条 短期間の兼業を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 3 条の規定による許可は要しない。ただし、従事する内容、日時、場所等が分かる先方か

らの依頼文書等を法人あてに届け出なければならない。

(1) 1日限りの場合

(2) 2日以上6日以内で、総従事時間数が8時間未満の場合

2 前項の日数の算定にあたっては、従事する日が連続している場合のほか、間隔がある場合においても、あらかじめ従事する日数が決まっており、当該業務の内容に継続性が認められる場合については、従事する日のすべてを合算するものとする。

3 第1項に該当する場合であっても、長期間継続する任期を有する職を兼ねる場合には、第3条に基づく法人の許可を受けなければならない。

(兼業の制限)

第7条 兼業に従事できる時間数は1週間につき12時間までとする。この場合において、月曜日から金曜日の間に4時間、土曜日又は日曜日はどちらか1日において8時間を限度とする。ただし、法人が必要と認めるときは、これを超えて許可することができる。

2 前項に規定する時間数のうち、第4条第8号に規定する兼業で集中講義形式の場合は、1回につき30時間、年間60時間を限度とする。

3 第1項の時間数の算定にあたっては、第6条に規定する短期間の兼業に従事する時間については、これを算入しない。

4 その他法人が特に認めるものについては、第1項の時間数に含めない。

(兼業従事時間の取扱い)

第8条 兼業に従事する時間は、原則として勤務時間外とする。

2 前項の規定に関わらず、法人が必要と認めたときは勤務時間を割いて兼業に従事することができる。この場合、兼業に従事した時間については、給与を減額する。

(勤務時間内の無報酬兼業)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するもので無報酬の場合には、職務として勤務時間内に従事することを承認することがある。

(1) 第4条第6号に規定する国又は地方公共団体に置かれる審議会委員等の職を兼ねる場合（これらに準ずる職を兼ねる場合を含む。）

(2) 第4条第7号に規定する機関のうち、国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人等の職を兼ねる場合

(3) 第4条第7号に規定する機関のうち、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人・公益法人、特定非営利活動法人等の各種委員等の業務で、特に公益性が高いと認められる職を兼ねる場合

(兼業の報告)

第10条 第4条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号による兼業を行う職員は、兼業の状況について、事業年度ごとに法人に報告しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前任の大学等から依頼された非常勤講師として従事する時間は、着任した年度に限り、第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する時間を超えて行うことができる。